学校法人の寄附行為（変更）認可申請にあたっての留意点等

平成25年3月27日

高等教育局私学部私学行政課

文部科学省
MEXT
MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

目　次

１．学校法人の寄附行為（変更）の認可に関する審査基準の概要　・・・・　3

２．申請手続等の流れ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　9

３．学校法人分科会による審査の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・　10

４．申請書類作成上の留意点等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　14

５．その他　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　15

参考資料　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　19

１．学校法人の寄附行為（変更）の認可に関する審査基準の概要

（１）審査基準のポイント

①　校地、施設及び設備

◇原則、申請時点で自己所有であることが必要。
◇ただし、一定要件を満たす場合は借用でも可。

②　標準設置経費、標準経常経費

【標準設置経費】

◇大学等（大学院大学を除く）の施設・設備の整備に要する経費は、「標準設置経費」以上であることが必要。
◇転用・共用する既存の施設・設備があれば、当該施設等の簿価分を含め「標準設置経費」以上であれば可。
※平成２５年度審査より、「施設」の標準設置経費は約３．０％の減額改定、「設備」の標準設置経費は約０．３％の減額改定を行う。

【標準経常経費】

◇大学等（大学院大学を除く）の開設年度の経常経費は、「標準経常経費」以上であることが必要。
※「標準経常経費」については改定なし。

③　設置経費、経常経費の財源

◇設置経費等の財源は、申請時点で負債性のない自己資金で保有していることが必要。
◇財源の保有形態は、現金預金のほか国債等の有価証券で、一定の要件を満たすものでも可。
◇（新規）経常経費の財源のうち、学生納付金については、学生数が合理的に算定され、確実に収納される見込みがあると認められること。

④　負債率、負債償還率

【負債率】

◇開設年度の前々年度末の負債率が２５％以下であることが必要。

【負債償還率】

◇開設年度の３年前から完成年度までの各年度の負債償還率が２０％以下であることが必要。

⑤　管理運営状況等

◇学校紛争その他学校等の管理運営の適正を期し難いと認められる事実がないこと　など

（２）設置経費の財源の考え方

◇設置経費の財源は、申請時点で負債性のない自己資金で保有していることが必要。
◇保有形態は、現金預金のほか国債等の有価証券で一定の要件を満たすものでも可。

貸借対照表を基礎とする財源のフローチャート（基本的な考え方）

①　【現金預金ー（流動負債＋第４号基本金）】が設置経費を上回っているか。

上回っていない

②　前受金以外の流動負債に対応した資産を有する場合、それらを除いた上で上記①が設置経費を上回っているか。

上回っていない

③　設置経費の支払時期までに現金化出来る有価証券（注１）がある場合、それを財源に加えた上で上記①が設置経費を上回っているか。

上回っている

上回っている

上回っている

上回っていない

財源を、負債性のない自己資金等で保有している。

財源の説明がつかない。計画の見直しが必要。（注２）

（注１）審査基準第一の一の（十）のオ（財源の保有形態）に留意が必要。
（注２）第４号基本金に対応した資産や設置財源に充当できる特定資産を保有している場合は、個別にご相談いただきたい。